## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	11.17.17.17.17.17.17.17.17.17.17.17.17.1							
1	政策評価の対象とした			平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等へ				
	租税特別措置等の名称			の建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長				
2	要望の内容			平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診				
				療所への建替えを行った場合の建物について、取得初年度に基準取得価格				
				(取得価格の1/2)の15%を割増償却できるが、この制度を平成23年度以				
				降も延長すること。(租税特別措置法第12条の3、第45条の2第3項、第68				
				条の29第3項)				
3	担当部局			厚生労働省医政局総務課				
4	評価実施	時	期	平成22年8月				
5	租税特別措置等の創設			平成13年度 創設				
	年度及び改正経緯			平成15年度 2年延長				
				平成17年度 2年延長				
				平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長				
6	 適用又は延長期間			平成21年及 2年進長 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで。				
7	必要性 等	(1)	政策目的 及びその	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  療養環境の改善に対する国民の要請に応え、良質で適切な医療を提供する。				
	ग		根拠	原長様先の以合に対する国民の安朗に心え、反員と過ずる区域と提供する。				
				《政策目的の根拠》				
				医療法				
				#+DE7				
		2	政策体系 における	│基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくり │ │を推進すること				
			政策目的	施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること				
			の位置付	ること  施策中目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提				
			け	供できる体制を整備すること				
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》				
			及び測定	改正後の医療法の構造設備基準に適合した建物への建替えを促進する。				
			指標					
				改正後の構造設備基準に適合した医療機関の割合				
				    《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》				
				境が改善し、良質な医療を提供できる。				

8	有効性	1	適用数等	15.2件/年
	等			※過去の適用実績の年平均
		2	減収額	618百万円
		3	効果・達成 目標/ 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 13 年~21 年)
				改正後の構造設備基準に適合した医療機関の割合:78%
				※日本医療法人協会・全日本病院協会・日本病院会を通じたアンケート調査
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 13 年~21 年)
				租税特別措置の創設から、平成21年度までの建替えは、毎年一定数継続的 に確認されているところ。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:平成 23 年度)
				改正後の構造設備基準を満たさない医療機関が減らないことにより、療養環 境が改善しない。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度)
				病院の建替えに係る費用は膨大で、医療機関の負担は大きいことから、本特例措置による税負担の軽減は有効な手段である。
9	相当性	1	租税特別	新基準に基づく医療機関への建替えについては、税制上の本特例措置の他
			措置等に	に政策融資等の支援策がとられている。
			よるべき 妥当性等	本特例措置により建替えに向けたインセンティブを与え、建替えに係る費用負
			дацт	担の軽減を図るとともに、建替えのための具体的な資金調達手段として、政策
				融資による財政上の手段を与えている。
				このように両者は平成12年改正の政策目標を達成するための両輪であり、双
				方の支援措置により順次建替えが進んでいると評価できる。
		2	他の支援	医療施設近代化施設整備事業において、補助金の交付の一つの条件として
			措置や義 務付け等	平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準を満たすことがあげられ
			との役割	ている。
		0	分担	また、独立行政法人福祉医療機構は医療施設近代化施設整備事業を行う
				病院の改築資金への低利融資を行っている。
		3	地方公共 団体が協	
			団体が協力する相	
			当性	

10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	